

○財務省告示第三百十四号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を买入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成二十一年九月二十八日

財務大臣 藤井 裕 久

（別表）

合 計	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
		記号
		総額面金額の
		総買入価額の
	第一回	
二千九 万四十 円百八 三億 十九	二千九 万四十 円百八 三億 十九	
九六千九 十万八十 一千百八 三九億 百十三	九六千九 十万八十 一千百八 三九億 百十三	